

予防接種に係る費用負担の あり方について

予防接種法の現行体系について

	<p style="text-align: center;">一類疾病</p> <p style="text-align: center;">ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、 麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、 結核、その他政令で定める疾病(痘そう)</p>	<p style="text-align: center;">二類疾病</p> <p style="text-align: center;">インフルエンザ</p>
<p style="text-align: center;">定期接種</p>	<p>【目的】疾病の発生及びまん延を予防</p> <p>【対象疾病】ジフテリア、百日せき、 急性灰白髄炎、麻しん、風しん、 日本脳炎、破傷風、結核</p> <p>【努力規定】あり</p> <p>【救済給付】死亡一時金約4,300万円等</p> <p>【救済給付に係る費用負担】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4</p> <p>【実施主体】市町村</p> <p>【接種費用】市町村が支弁</p> <p>【実費徴収】可能(経済的困窮者を除く。)</p>	<p>【目的】個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資する</p> <p>【対象疾病】インフルエンザ</p> <p>【努力規定】なし</p> <p>【救済給付】例:遺族一時金約700万円 遺族年金約240万円(最長10年)</p> <p>【救済給付に係る費用負担】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4</p> <p>【実施主体】市町村</p> <p>【接種費用】市町村が支弁</p> <p>【実費徴収】可能(経済的困窮者を除く。)</p>
<p style="text-align: center;">臨時接種</p>	<p>【目的】まん延の予防上緊急の必要があると認めるとき</p> <p>【対象】一類疾病又は二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>【努力規定】あり</p> <p>【救済給付】死亡一時金約4,300万円</p> <p>【救済給付に係る費用負担】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4</p> <p>【実施主体】都道府県 又は 都道府県が指示した場合は市町村</p> <p>【接種費用】都道府県が実施した場合 : 国、都道府県で2分の1ずつ負担 市町村が実施した場合 : 国、都道府県、市町村で3分の1ずつ負担</p>	

予防接種の費用負担について

予防接種法(抄)

第 21 条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)の支弁とする。

2 (略)

第 22 条 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村の支弁する額(第六条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。)の三分の二を負担する。

2 (略)

第 23 条 国庫は、政令の定めるところにより、第二十一条第一項の規定により都道府県の支弁する額及び前条第一項の規定により都道府県の負担する額の二分の一を負担する。

2 (略)

第 24 条 第三条第一項の規定による予防接種を行つた者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

予防接種の費用負担について(政令①)

予防接種法施行令(抄)

(都道府県の負担)

第三十一条 法第二十二条第一項の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第二十一条第一項の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額(その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。)を控除した額について行う。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

予防接種の費用負担について(政令②)

予防接種法施行令(抄)

(国庫の負担)

第三十二条 法第二十三条第一項の規定による国庫の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十一条第一項の規定により都道府県が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額(その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。)を控除した額

二 法第二十二条第一項の規定により都道府県が負担する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額

2 前条第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(実費)

第三十三条 法第二十四条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。

国、都道府県、および市町村の費用負担割合について

現行の予防接種法

	実施主体	実費徴収	負担割合
定期接種 (自治事務)	市町村	可 (※)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">減免部分</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">実費徴収(※)</div> </div> <p>地方(交付税で手当て)</p> <p>(※) 一類定期接種については、実費徴収をしていない市町村も多い</p>
臨時接種 (法定受託事務)	都道府県 又は 都道府県に指示 を受けた市町村	不可	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid green; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">国</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">都道府県</div> </div> <p>又は</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid green; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">国</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">都道府県</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">市町村</div> </div>

今般の新型インフルエンザワクチン接種事業

新型インフルエンザ ワクチン接種 事業	国	可	<p>低所得者減免分</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">国 1/2</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">都道府県 1/4</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">市町村 1/4</div> </div> <p>低所得者を除き、 実費徴収</p> <div style="border: 1px solid blue; width: 100%; height: 10px; margin-top: 5px;"></div>
---------------------------	---	---	--

各国の予防接種に係る費用負担について

未定稿

日本

- ・ 予防接種法に基づく定期の予防接種の費用は、市町村の支弁であるが、実費を徴収されることがある。
(ただし、低所得者を除く。低所得者の実費減免部分は、国からの交付金で手当て)
- ・ 予防接種法に基づく臨時の予防接種は全額公費による負担。
- ・ 予防接種法に基づかない任意の予防接種については、全額自己負担。

米国

- ・ 予防接種にかかる費用については、民間の医療保険は多くの場合償還対象としている。
- ・ 上記の対象でない場合、CDCの行うVaccine for Children (VFC) プログラムに参加している州では、一定の範囲の子供（Medicaid対象、無保険、加入している保険がワクチンをカバーしていない、先住民）については、ACIPが推奨する小児の定期接種用ワクチンを無料で入手できる。
VFCは米国の小児の41%をカバー（購入量は全体の55-60%）、予算は約1,000億円相当（2003）
- ・ なお、VFCに参加する登録医療機関はVFCのワクチン接種に際し接種の手技料を徴収できるが、各州で上限額（\$15程度）が定められている。

ドイツ

- ・ 9割のワクチンが民間で購入され、
 - － その9割ではワクチンの費用は公的医療保険(statutory insurance policies)により支払われ、
 - － 民間で購入される残りの1割のワクチンの費用は補足的な民間医療保険(supplementary private insurance policies)で支払われる。
- ・ 無保険者（経済的困窮者、失業者等）は社会保障制度により、ワクチンの費用が支払われる。
- ・ なお、2007年の制度改正後、STIKOの推奨ワクチンは原則、各州で償還対象とすることとされている。
- ・ 接種の手技料については、疾病金庫と各州の保険医協会との交渉で決められる。
(およそ5.52～8.98ユーロ。)

(参照)

- ・ <http://www.cdc.gov/vaccines/spec-grps/preteens-adol/help-pay.htm>
- ・ <http://www.cdc.gov/vaccines/programs/vfc/default.htm>
- ・ ワクチン産業ビジョン（平成19年3月、厚生労働省）参考資料編
- ・ <http://www.cdc.gov/vaccines/programs/vfc/projects/faqs-doc.htm#admfees>
- ・ <http://www.cdc.gov/vaccines/programs/vfc/fee-fedreg.htm>

(参照)

- ・ http://venice.cineca.org/documents/germany_ip.pdf
- ・ Freed GS. Vaccine 25 (2007) 6148-6157

各国の予防接種に係る費用負担について

未定稿

フランス

- ・ 小児の予防接種の85%が民間医(GP、小児科医)により、15%が公的な母子保健クリニック(MCH)で行われているが、
 - － 公的なクリニックでは接種義務のあるワクチンについては無料。
また、勧奨されているワクチンのうちいくつかも無料。
 - － 民間医では、ワクチン代の65%は疾病金庫より償還され、残りを自己負担又は民間による補足疾病保険により支払う。
(補足疾病保険は人口の80~85%をカバー)
- ・ なお、社会保障制度により、13歳以下の小児へのMMR予防接種と高齢者及び特定の慢性疾患患者へのインフルエンザ予防接種は無料。

(参照)

・ http://venice.cineca.org/documents/france_ip.pdf

カナダ

- ・ 各州がどのワクチン接種を無料とするかどうか決める。ハイリスク者に限ってワクチン接種が無料のことがある。

(参照)

・ <http://www.phac-aspc.gc.ca/im/vs-sv/vs-faq17-eng.php>

英国

- ・ 定期接種にかかる費用は、すべて政府が負担。

(参照)

平成20年度厚生労働科学研究費補助金報告書「ワクチン開発における臨床評価ガイドライン等の作成に関する研究」